

事務連絡
令和3年5月28日

各都道府県 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

医療従事者等向けに配分されたワクチンの有効活用について（訂正）

医療従事者等向け接種に用いる新型コロナワクチン（ファイザー社ワクチン。以下単に「ワクチン」という。）については、5月10日の週配送分で、各都道府県から全国知事会に報告された医療従事者等の数（約480万人）を上回る量の出荷を終えたところです。

また、新型コロナワクチンについては、「ワクチンの使用用途制限の緩和等について」（令和3年4月2日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡。以下「4月2日付け事務連絡」という。）において、4月19日の週までに配送されたワクチンについては、本来用途とは異なる接種対象者への用途（融通先用途）として接種を行った分については、本来用途に係る接種対象者に対し、後日配送される融通先用途向けのワクチンを使用できることを確認の上で、それぞれの優先接種が確実に行われるようにすることとしました。

現在、一部の医療機関等において医療従事者等向けの接種を終えたにもかかわらず、未使用のワクチンが残っている一方で、冷凍庫や冷蔵庫の不適切な取扱い等により未使用ワクチンが使用不可となる事案が生じていることなどを踏まえ、残存ワクチンの有効活用を図るべく、下記のとおりのお取り扱いとすることとしますので、管内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）及び接種を予定する医療機関並びに関係団体にご連絡いただくようお願いいたします。

記

1 ワクチンの用途制限の更なる緩和について

4月2日付け事務連絡において、ワクチンの使用用途制限の緩和についてお示ししたところですが、4月19日以前に医療従事者等向けとして配送されたワクチンを高齢者向けとして融通を受けた医療機関については、融通元の医療機関の求めがない限り、後に配送されたワクチンを、融通元の医療機関に再融通しなくてよいこととします。

自施設において医療従事者等への接種が具体的に予定されていない場合は、高齢者を含む一般住民向け接種への使用、他施設への融通等により、迅速にワ

クチンを使用するようお願いいたします。

特に、ワクチンの有効期間による期限切れで、ワクチンを廃棄することのないようご留意願います。

2 冷凍及び冷蔵による適切な保管について

ワクチンは適切な温度帯で一定期間の保管が認められているところ、温度逸脱によるワクチン廃棄のないよう、超低温冷凍庫（-75℃）については、「超低温冷凍庫の適正使用について」（令和3年3月2日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）において、専用ブレーカーを備えた専用回路の使用その他の適正使用の徹底をお願いしたところです。

これは、ワクチンの解凍後に冷蔵保管を行う場合も含めて当てはまることであるほか、当該事務連絡の発出後も冷凍庫や冷蔵庫の不適切な取扱い等により未使用ワクチンが使用不可となる事案が発生していること等も踏まえ、改めて以下の点についてご留意願います。

- 定期的に庫内の温度を確認すること。
- 定期的に冷凍庫のコンセントが接続されていることを確認すること。
- 定期的に冷凍庫の扉が開いていないか確認すること。（頻繁な開閉や長時間の扉の開放は庫内温度の上昇に繋がる。）
- 必要に応じて蓄冷剤を併用することで庫内温度を保つこと。

以上